

## I. 事実の概要

5 平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B兩名に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けた。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患(外観上は全く分からないが、激しい運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして心臓死に至るおそれのあるもの)があり、Bは上記暴行により、全治3カ月の傷害を負うにとどまったが、

10 心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、腕にタバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。Aは公園、マンション居室内の合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。

15 午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにXらが対応している様子を見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履きのまま逃走し、マンション敷地外へ脱出した。

Aは一刻も早くマンションから離れたたいという一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンションから800m離れた高速道路に侵入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に轢過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

20 後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯(高さ1.5m)を超えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになった。

## 25 II. 問題の所在

Bについて、Bの直接の死因はB自身の高度の心臓疾患によるもので、外観上まったくわからないものであったが、Xらの暴行とBの死亡との間に因果関係を認めることができるか。

30 また、Aについて、Aは逃走の果て高速道路に侵入したことでトラックに衝突され後続車両に轢過され死亡している。A自身の行為が介在しているが、Xらの暴行とAの死亡との間に因果関係を認めることができるか。

## III. 学説の状況

### 1. 甲説(条件説)<sup>1</sup>

35 当該行為が存在しなければ当該結果が発生しなかったであろうという関係(「あれなければこれなし」という関係。条件関係という)があれば、刑法上の因果関係を認める説。結果に影響を与えたすべての条件を同等に評価し、全てに因果関係を認めるため、同等説、等価説とも呼ばれる。

### 2. 乙説(経験的相当説)<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 前田雅英『刑法総論講義〔第5版〕』(東京大学出版会,2011年)178頁、182頁参照。

<sup>2</sup> 西田典之『刑法各論〔第5版〕』(弘文堂,2010年)106頁。

裁判時までには明らかとなったすべての事情を基礎として、経験則上稀有なもの、通常ならあり得ないものは考慮すべきでないとする説。

### 3. 丙説(相当因果関係説)

5 一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為からその結果が発生することが「相当」と認められる場合に刑法上の因果関係を認める説。

行為時に一般人を基準に相当性を判断する。しかし、いかなる事情を基礎に相当性を判断するかで学説が対立している。

#### 丙-1 説(客観説)<sup>3</sup>

行為時に発生した全事情と、予見可能な行為後の事情を基礎に相当性を判断する説。

#### 10 丙-2 説(主観説)<sup>4</sup>

行為者が行為時に認識した、又は認識し得た事情を基礎に相当性を判断する説。

#### 丙-3 説(折衷説)<sup>5</sup>

行為時に一般人が知り得た事実及び行為者が特に知っていた事実を基礎とする説。

### 4. 丁説(危険の現実化説)<sup>6</sup>

15 実行行為に認められる結果惹起の客観的危険性が、実際に結果に現実化したときに刑法上の因果関係を認める説。

## IV. 判例

最高裁判所第一小法廷昭和 46 年 6 月 17 日決定。刑集 25 卷 4 号 567 頁。

### 20 <事実の概要>

被告人は、A との折り合いが悪くなり、借りししている四畳半一間の立ちのきを要求されて、転出したものの、生活費等で困窮していたところから、右 A に対し、家主側から立ちのき要求であったことを理由に、右要求があった後の支払いずみ部屋代等二万数千円を返還させようと企てた。昭和 40 年 10 月 22 日午後 2 時過ぎごろ、A 方へおもむき、右 A に金銭の返還を交渉したところ、強く反対されたばかりでなく、10 月分の部屋代について日割り計算による支払いを要求されたことに対して激昂し、このう  
25 えは A に対して暴行を加えて金員を強取しようと決意し、やにわ同女の胸ぐらをつかんであおむけに倒し、左手で頸部を締めつけ、右手で後部を押え、さらにその顔面を夏布団でおおい、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧したうえ、同女所有の現金および預金通帳を強取した。その際前期暴行により、同所において、同女を鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死にいたらしめた。

### 30 <判旨>

「致死の原因たる暴行は、必らずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく。たまたま被害者の身体に高度の病変があつたため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であつても、右暴行による致死の罪の成立を妨げないと解すべきところは」、その他判例(最高裁判所第三小法廷昭和 22 年 11 月 14 日決定、最高裁判所第二小法廷昭和 25 年 3 月 31 日決定、最高裁判所第一小法廷昭和 32 年 3 月 14 日決定、最高裁判所第三小法廷昭和 36 年 11 月 21 日決定)の示すところ  
35 であり、「その暴行が行為当時その特殊事情とあいまって致死の結果を生じせしめたものと認められ

<sup>3</sup> 林幹人『刑法総論〔第 2 版〕』(東京大学出版会,2010 年)135 頁以下。

<sup>4</sup> 前田・前掲 103 頁参照。

<sup>5</sup> 前田・前掲 103 頁。

<sup>6</sup> 山口厚『刑法〔第 2 版〕』(有斐閣,2011 年)33 頁以下。

る以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地がある」。

<引用の趣旨>

5 以上の判例は、本問と同様に、行為時に行為者の認識していなかった特殊事情が存在する中で被告人の行為が被害者を死に至らしめており、結果的加重犯の基本行為と重い結果の間の因果関係を検討する上で参考になると考え、引用をした。

最高裁判所第一小法廷平成4年12月17日決定。刑集46巻9号683頁。

<事実の概要>

10 スキューバダイビングの資格認定団体から認定を受けた潜水指導者である、被告人は、昭和63年5月4日午後9時ころ、和歌山県串本町の海岸近くの海中において、指導補助者3名を指揮しながら、本件被害者を含む6名の受講生に対して圧縮空気タンクなどの機材を使用して行う夜間潜水の講習指導を実施した。当時海中は夜間であることやそれまでの降雨のため視界が悪く、海上では風速4メートル前後の風が吹き続けていた。被告人は、受講生2名ごとに指導補助者1名を配して各担当の受講生を監視するよう指示した上、一団となって潜水を開始し、100メートルあまり前進した地点で魚を捕えて受講生15に見せた後、再び移動を開始した、その際、受講生らがそのまま自分についてくるものと考え、指導補助者らにも特別な指示を与えることなく、後方を確認しないまま前身し、後ろを振り返ったところ、指導補助者2名しか追従していないことに気づき、移動開始地点に戻った。この間、他の指導補助者1名と受講生6名は、逃げた魚に気を取られていたため被告人の移動に気づかずにその場に取り残され、海中のうねりのような流れにより、沖の方に流された上、右指導補助者が被告人を探し求めて沖に向かって水中移動を行い、受講生らも追従したことから、移動開始地点に戻った被告人は、受講生らの姿を発見できず、これを見失うに至った。右指導補助者は、受講生らとともに沖へ数十メートル水中移動を行い、被害者の圧縮空気タンク内の空気残圧量が少なくなっている事を確認して、いったん海上に浮上したものの、風波のため水面移動は困難であるとして、受講生らに再び水中移動を指示し、これに従った被害者は、水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないままに、でき死するに至った。

<判旨>

30 「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向を注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあつた被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることのできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があつたことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであつて、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げない」。

<引用の趣旨>

35 以上の判例は、被害者自身による異常な行動が介在しており、その行為が被告人の行為に誘発された結果、被害者の死亡結果が発生している点で、本問と類似している。被告人の行為と被害者の死亡結果の間の因果関係を検討するうえで参考になると考え、引用した。

## V. 学説の検討

## 1. 甲説

そもそも刑法上の因果関係は、発生した結果のうち、実行行為に基づくものとして処罰出来るのはどの範囲までであるかを類型的に確定するために必要となるものである。甲説は条件関係が認められる以上すべての因果関係を認めるため、一般の経験からすると偶然とみられるようなものにまで因果関係を認めてしまうのは、結果犯において発生した結果を被害者の行為に客観的に帰責させるという因果関係の趣旨に反する<sup>9</sup>。

よって、検察側は甲説を採用しない。

## 2. 乙説

この説は、経験則上稀有なもの、通常ならあり得ないものを、因果関係を検討する上で考慮しない。しかし、因果経過・介在事情が稀有であるかの判断は相対的である<sup>10</sup>。また、経験則上稀有であり、通常ならあり得ないものであっても結果との因果関係が明らかに認められる可能性もあるため、妥当ではない。

よって、検察側は乙説を採用しない。

## 3. 丙説

### 15 丙-1 説

この説は行為時の危険と行為後の危険を論理的に区別しうるかという問題がある。この2つを区別する理論的正当性は具体的事例<sup>11</sup>を考えた際に妥当ではないと考えられる。また、この説は元来裁判時における事後予測を建前とするのだから、行為後に発生した事情についてもすべて判断の基礎とすべきであり、これを一般的な予見可能性を基準として限定しようとするのは理論的に一貫しないものがある<sup>12</sup>。

20 仮にこの説が「相当性」を完全に事後的に判断するのだとしても、甲説と差がなくなってしまう、甲説に対する批判が丙-1説にも当てはまることになる<sup>13</sup>。

よって、検察側は丙-1説を採用しない。

### 丙-2 説

25 この説は、行為者が予見・認識し得なかった事情については、一般人が認識・予見しえた場合でも判断の基礎とすることができないから、この場合にも因果関係が否定されることになり、経験上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で、判断の基礎として狭すぎる<sup>14</sup>。また、行為者の主観を考慮することは、客観的帰属の問題である因果関係の基準として妥当ではない。

よって、検察側は丙-2説を採用しない。

### 丙-3 説

30 この説については、因果関係が客観的な構成要件要素であることと、行為者の認識・予見を考慮することは矛盾するのではないかといった問題点が挙げられる<sup>15</sup>。行為者の主観を考慮することが客観的事実を取り込むためのものとはいえ、人によって因果関係が認められたり認められなかったりすることと

<sup>9</sup> 大谷實『刑法講義総論〔新版第4版〕』（成文堂,2013年）202頁以下。

<sup>10</sup> 西田・前掲 107頁参照。

<sup>11</sup> 例えば、被害者が殴打されて倒れた時点ですでにハブが存在し、これにかまれて死亡したのであれば行為時の危険であって相当性が肯定され、殴打行為の後にハブが動物園から逃げ出して噛んだのであれば行為後の危険として相当性が否定されることがあり得る。西田・前掲 104頁。

<sup>12</sup> 大谷・前掲 207頁。

<sup>13</sup> 前田・前掲 186頁。

<sup>14</sup> 大谷・前掲 207頁。

<sup>15</sup> 山口・前掲 59頁。

なり、丙-2 説と同じように、客観的帰属の問題である因果関係の基準としては妥当ではない<sup>16</sup>。

よって、検察側は丙-3 説を採用しない。

#### 4. 丁説

因果関係とは、実行行為と結果との間に要求される原因・結果の関係をいい、結果犯において発生した結果を被害者の行為に客観的に帰責させるための要件<sup>17</sup> であることから、その客観的な帰責性は行為にのみ要求される。したがって、実行行為に認められる結果惹起の客観的危険性が、実際に結果に現実化したときに刑法上の因果関係を認めるこの説は妥当であるといえる。

よって、検察側は丁説を採用する。

## 10 VI. 本問の検討

### 第 1. B に対する行為について

1. X は B に対して約 2 時間にわたり暴行を加え、高度の心臓疾患がある B は心臓麻痺を生じて死亡に至った。

X の行為について、傷害致死罪(205 条)が成立するかを検討する。

15 2. X の行為は、B に全治 3 カ月の傷害を負わせるもので、傷害の実行行為にあたる。加えて、B の死亡という傷害致死罪(205 条)の構成要件的结果も発生している。

ただし、X による実行行為は本来傷害を与えるにとどまる程度のものであり、にもかかわらず B が死亡に至ったのは、外観上は全く分からない高度な心臓疾患をもつという B 特有の事情が存在したためである。そこで、X の行為と B の死亡との間に因果関係が肯定されるかが問題となる。

20 3. 前述したとおり、検察側は丁説(危険の現実化説)をとる。ここにいう「実行行為に認められる結果惹起の客観的危険性」は、行為時に存在したすべての事情を基礎に客観的に判断されるべきである。

4. 本件 X の B に対する、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打する、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の激しい暴行を約 2 時間にわたり執拗に加える行為は、激しい運動程度の負荷も耐え難い高度の心臓疾患を抱える B にとって、心臓機能の障害を生じて心臓死に至る高い危険性を有するものであったことは明らかである。B の死亡はまさに当該危険性が現実化した結果であり、X の行為と B の死亡との間に因果関係が肯定される。

25 5. よって、X の行為について、傷害致死罪(205 条)が成立する。

### 第 2. A に対する行為について

30 1. X は A に対して最初公園において約 2 時間の暴行を(第一暴行)、次に自宅マンションへと連れ込み約 45 分間の暴行を加えて(第二暴行)傷害を負わせ、その後 A は逃走中に高速道路に進入した結果、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した。

X の行為について、傷害致死罪(205 条)が成立するかを検討する。

35 2. X の行為は第一暴行と第二暴行から成るが、同一の傷害の意思に基づく行為であり、かつ行為態様の同質性も認められることから、一連の行為と評価することについて疑いはない<sup>18</sup>。X による一連の行為は、A に顔面挫傷、肋骨骨折等の重度の障害を与えており、傷害の実行行為にあたる。加えて、A の死亡という傷害致死罪(205 条)の構成要件的结果も発生している。

<sup>16</sup> 高橋則夫『刑法総論〔第 2 版〕』(成文堂,2013 年)125 頁。

<sup>17</sup> 大塚・前掲 52 頁参照。

<sup>18</sup> 深町晋也『「一連の行為」論について』『立教法務研究』(立教大学,2010 年)3 号 123 頁以下。

ただし、Aの死亡の直接的な原因は、A自らが逃走中に高速道路に進入したという事後的な介入事情であり、Xの行為とAの死亡との間に因果関係が肯定されるかが問題となる。

3. 前述したとおり、検察側は丁説（危険の現実化説）をとる。本件のように被害者の行為が結果発生の直接的な原因である場合、「実行行為に認められる結果惹起の客観的危険性」があり、それが「実際に結果に現実化した」というためには、①それ自体危険な被害者の行為を誘発する高い危険性が実行行為に認められ、②かかる危険性が被害者の行為を通じて結果へと現実化する過程に相当性が認められる必要がある。

4. 本件XのAに対する暴行は合計3時間にも及ぶ執拗なものであり、かつ顔面挫傷や肋骨骨折等の重度な傷害を負わせるものであった。また、顔面や胸部といった人体の枢要部を激しく攻撃していることや、第一暴行時、共に暴行を受けたBがB自身の病的素因の影響があったにせよ死亡に至るのを間近で目撃させたことも考慮すれば、Xの行為には、Aが安全を度外視した逃走行為に至る高い危険性があったとみるべきである。

Aが靴下履きのまま逃走行為に及び、階段で足を踏み外し転倒しながら移動していることから、Aが極度のパニックに陥っていたことが判断できる。かかる心理状態において、正確に周囲の状況を把握し、適切な行動を選択することは困難であるといわざるをえない。したがって、AがXの追跡が中断されたことを知らずに一直線に逃走行為を継続し、高速道路に進入した行為は不自然、不相当とはいえず、一定の相当性が認められる。

以上のことから、本件Xの行為とAの死亡との間に因果関係が肯定される。

5. よって、Xの行為について、傷害致死罪(205条)が成立する。

## VII. 結論

Xの行為について、Bに対する傷害致死罪(205条)、Aに対する傷害致死罪(205条)が成立し、両罪は併合罪(45条)の関係に立つ。

以上